



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	憲法裁判におけるアミカスキュリィの意義：憲法裁判におけるアミカスキュリィの意義：フランスの場合
Author(s)	山元, 一
Citation	北大法学論集, 70(5), 96-113
Issue Date	2020-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/76667
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_70_5_06_3_Yamamoto.pdf



憲法裁判におけるアミカスキュリイの意義：フランスの場合

山元 一

はじめに

本稿は、「憲法裁判におけるアミカスキュリイの意義」を比較法的に検討しようとする本研究プロジェクトにおいてフランスを担当する。したがって、フランスの憲法裁判におけるアミカスキュリイをめぐる実務とそれに関する議論の一端を紹介・検討することが、本稿の課題となる。本稿の構成としては、フランス憲法院による事前審査制におけるアミカスキュリイをめぐる問題について検討したあとで〔→Ⅰ〕、事後審査制における問題を検討することとしたい〔→Ⅱ〕。

ここでは本論に入る前に、フランス法学がアミカスキュリイについて、どのように認識しているかについて瞥見しておこう。フランス法の今日の標準的な法律辞典によれば、アミカスキュリイとは、「例外的な意見陳述者・無償の情報提供者の資格であって、そのような資格の下で、申立てを受けた裁判所が、すべての利害関係者の面前で裁判官の『知見を増進させるためのすべての意見』を提供させるために招致する人物」と定義されている¹。そして、2010年にアミカスキュリイについて最も包括的な研究『アミカスキュリイ：手続法における共通原理へ?』を公刊した Séverine Menétrey²は、アミカスキュリイを、「裁判所で提起されたある特定の問題の法的側面にかかわる諮問的参加のすべて」だとする。同書によれば、もともとイギリスのコモン・ローの世界に起源を有するアミカスキュリイは、その後英米法系諸国とりわけカナダとアメリカの最高裁判所において大きく発展してきたものである。同書では、カナダの仏語圏ケベックの民事裁判におけるアミカスキュリイの受容と発展が注目されている。また公法学者 Xavier Philippe は、大陸法系諸国の裁判所の法廷においてアミカスキュリイを排斥するべき「客観的根拠」は存在しない、と指摘する³。

¹ Gérard Cornu (sous la dir.), *Vocabulaire juridique*, PUF, 2018, p. 63.

² Séverine Menétrey, *L'amicus curiae, vers un principe commun de droit procédural ?* Dalloz, 2010.

³ Xavier Philippe, Présentation de l'*amicus curie*, in *Constitutions : Revue de droit constitutionnel appliqué*, 2012, p. 391. なお、本論文は、2011年に、いわゆる「記憶のた

ところで、フランス法にアミカスキュリイという表現がはじめて登場したのは、1988年のパリ控訴院のある中間判決 (arrêt avant dire droit) (1988年6月21日) であった。そこでは、同院がパリ弁護士会長に出廷を要請し、同会長は、全ての利害関係当事者の前で、裁判における解決を目指す裁判官に、弁護士の格付け (classification) に関して参考となる意見を、「アミカスキュリイ」たる資格において行ったのであった。破毀院においては、院長 Pierre Drai (1988-1986年在任) が François Mitterrand 大統領に対して行った1989年の年頭のスピーチにおいて、裁判の質の向上のためにアミカスキュリイの積極的活用について言及した。1991年に、破毀院が代理母を容認するか否かについての裁判において、医学教授であった Jean Bernard (生命健康科学倫理諮問委員会委員長 (Président du Comité national consultatif d'éthique pour les sciences de la vie et de la santé)) がアミカスキュリイの資格において出廷した。判決に彼の意見陳述内容は引用されなかったが、法院検事 (avocat général) の意見書 (conclusions) においてその陳述の重要性が強調された⁴。司法裁判所にアミカスキュリイを法廷に参加させうことは、2016年の法改正で明文化された⁵。破毀院院長 (1999-2007年在任) そして 憲法院裁判官 (2007-2016年在任) を歴任した Guy Canivet は、このようなタイプのアミカスキュリイに加えて、さらに〈比較法上の問題についての諮問に答える者〉(例、破毀院が胎児の殺害に対する法的措置について、定評ある研究室に調査を求めた事例)、そして〈自らのイニシアティブに基づいて裁判に参加し、一定の主張をする者〉(例、破毀院が生命保険に関する事件に関して、公証人・保険会社・財務大臣の意見表明を認めた事例) がある、と指摘している⁶。

めの法律」の一つとして議会によって採択されたアルメニア人虐殺を否定する言説を刑事制裁によって禁止する法案に対するフランス憲法学会の反対意見書の直前に掲載されたものであり、反対意見書が一種のアミカスキュリイとしての機能を果たすことを解説したものである。なお、本法案は、憲法院から違憲判断を受けた (Décision n° 2012-647 DC du 28 février 2012)。本法案とその背景については、山元一『現代フランス憲法理論』(信山社、2014年) 104頁を参照されたい。

⁴ 以上の叙述は、S. Menétrey, *supra* note (2), p. 4, p. 17 et s., et p. 40 et s. に拠る。

⁵ 司法組織法 L. 431-3-1。行政裁判については、2010年法改正によりすでに実現されていた (行政訴訟法典 R. 625-3 更に参照同法典 R123-26)。

⁶ Guy Canivet (Intervention), Jacques Arrighi de Cassanova, Guy Casnivet et Marie-

以下では、まず、憲法院の行う合憲性審査のうち事前審査制におけるアミカスキュリイから見ていこう。

I 憲法院の事前審査制におけるアミカスキュリイ

1. 憲法院による事前審査制の手続⁷

憲法院に申立て (saisine) をなしうるタイミングは、議会で法律案が採択されてから、大統領が審署するまでの期間に限定される。また、申立て権者は、大統領・首相・元老院議長・国民議会議長 (憲法61条2項)、60名以上の元老院議員ないし国民議会議員 (1974年憲法改正による同条同項への追加) に限定されている。さらに、申立てを受けた憲法院は、原則として1ヶ月以内に判決を下さなければならない (憲法61条3項)。このことは、審理の進め方に大きな影響を与える。憲法院への申立てにおいて注目すべきことは、①ひとたび憲法院へ法律に対する申立てがなされるとそれ以降自律的に違憲審査手続は進行し、原則として申立て権者は申立てを取り消すことができないこと、②憲法院は職権に基づき自ら憲法上の争点を提起することができること、である。憲法院における事前審査にかかわる手続は全体として非公開である。誰がある事件において報告担当裁判官であるかは、非公開である。申立て権者がある法律案に対して憲法院に申立てを行うと、憲法院長が報告担当裁判官 (rapporteur) を自由裁量によって指名する⁸。報告担当裁判官は、憲法院調査局の協力⁹の下で、当該申立てについての報告を作成する (参照、1958年11月7日オルドナン

Anne Frison-Roche, Experts et procédure : l'amicus curiæ, in *Revue de droit d'Assas*, n° 6, octobre 2012, p. 88 et s. https://www.u-paris2.fr/sites/default/files/document/cv_publications/rda6.pdf [最終確認 2018年12月26日]

⁷ 参照、山元一「フランス憲法院における補佐機構」『北大法学論集』61巻2号〔2015年〕378頁以下、Guillaume Drago, *Contentieux constitutionnel français*, 4^e éd., PUF, 2016, p. 389 et s., Dominique Rousseau, Pierre-Yves Gahdoun et Julien Bonnet, *Droit du Contentieux Constitutionnel*, 11^e éd., LGDJ, 2016, p. 321 et s.

⁸ 報告担当裁判官は原則1名であるが、マーストリヒト条約の審査の際は、複数であったという。また原則として、院長は自らを報告担当裁判官に指名しない。cf. G. Drago, *supra* note (7), p. 388.

⁹ 参照、山元一「フランス憲法院における補佐機構」『北大法学論集』66巻2号〔2015年〕[243] 頁以下。

ス19条)。報告担当裁判官は、憲法院で行われる審理(instruction)を主宰する。

審理手続についての明文規定は、今日まで存在していない。判決に関与した裁判官が判決に明示されるようになったのは、Roland Dumas (1995-2000年在任) が憲法院院長になって以来のことである¹⁰。

事前審査制は、もっぱら〈法律の合憲性についての客観的な異議〉について審査するものであるから、訴訟当事者は存在しない。したがって厳密な意味での対審的審理は存在しない。この点について、ヨーロッパ人権裁判所は、憲法院による事前審査制について、ヨーロッパ人権条約6条1項「公正な裁判を受ける権利」の射程外であるとしている(1997年10月21日判決)¹¹。しかし、現在では、事前審査制においても一定の対審的構造が導入されている。すなわち、報告担当裁判官は、調査局と協力しつつ糾問的手続に基づいて審理を進める。審理は書面に基づく口頭弁論主義で行われ、非公開かつ部分的には慣行に基づいて対審的に行われる。憲法や法律で規定されていないが確立されている慣行によれば、申立てのなされた法律について弁護を行うのは、法案提案議員や議会関係者等ではなく政府機関の一つであり、首相に直属する内閣事務総局(Secrétariat Général du Gouvernement)¹²である。このような仕組みを取ることは、憲法裁判の客観訴訟的性格が反映している、とされる¹³。しかし、どちらもコンセイユ・デタの強い影響下にある一方の組織である内閣事務総局が法律を弁護し、他方の組織である憲法院事務総局の強力な関与によって運営され

¹⁰ Georges Vedel, *Réflexions sur les singularités de la procédure devant le Conseil constitutionnel*, in *Mélanges Roger Perrot*, Dalloz, 1996, p. 541.

¹¹ CEDH, 21 octobre 1997, *Bloch c. France*, affaire n° 24194/94.

¹² 法律の弁護人としての内閣事務総局についての分析として、Damien Connil, *La défense de la loi déferée au Conseil constitutionnel*, in *Revue Française de Droit Constitutionnel*, n° 96, 2013, p. 813 et s. がある。また内閣事務総局についての最近の研究の成果として、奥村公輔「内閣官房の機能に関する比較法的考察」『初宿古稀記念・比較憲法学の現状と展望』(成文堂、2018年) 373頁以下、がある。

¹³ D. Connil, *supra* note (12), p. 818. Connil の指摘するように、実際の観点から見れば、事前審査制の場合は合憲性審査を受ける法律は政府提出法案が圧倒的多数であり、この場合には政府機関たる内閣事務総局が当該法律の弁護活動を行うことには一理ある。しかしそのような場合でも、議会で修正を受け、採択された法律の規定内容が大きく変化している可能性がある。さらに事後審査制の場合には、現在の政府が野党時代に可決された法案である可能性がある。

ている憲法院によって合憲性を判断する仕組みをとっていることについては、結局は同じ組織文化に支配されているとする強い批判論も存在している（前憲法院事務総長（2007-2015年）であった Marc Guillaume は、2015年に内閣事務総局長に転任した（2018年12月現在在任中））¹⁴。

これに対して、違憲審査申立て者はそもそも申立て理由を示す必要はなく、また原則として申立て者に対する聴聞（audition）は行われない。Robert Badinter 院長（1986-1995年在任）は、議会における法律提案者に対する聴聞の制度化を提案し、また Jean-Louis Debré 院長（2007-2016年在任）も同様の提案を行ったが、議会側の反応は消極的であった。その論拠としては、権力分立原理の下で国民代表は自らの選択とその論拠を正当化する必要がないこと、あるいは、必ずしも議会委員会報告担当者が法律を弁護する能力があるわけではないこと、が指摘されている。但し、法律起草者たる議員や事前審査の申立て者である議員の代表者が、報告担当裁判官の聴聞を受けた例もある¹⁵。

実務上は、非公開の手續に基づいて、専門家など憲法判断に資する参考人がしばしば招致され、報告担当裁判官や他の裁判官の聴聞を受けることがある（Guillaume Drago は、このような人々を、「真のアミカスキュリイに同視する人物」、と表現する¹⁶）。審理の透明化に関しては、1983年以来申立書が官報に公表されるようになり、1995年以来内閣事務総局作成の反論書も同様の取扱いを受けるようになった。この反論書は、申立て者に送付される。

¹⁴ Thomas Perroud, La neutralité procédurale du Conseil constitutionnel <https://hal.archives-ouvertes.fr/hal-01560873/document>, p. 8. [2018年12月28日確認]

¹⁵ G. Drago, *supra* note (7), p. 391. Perben II 法〔犯罪取締法強化法案〕判決（2004年3月2日）の際には、同法案に反対した社会党は聴聞を望み、憲法院はそれに応じて、報告担当裁判官が同党所属議員5名に対して聴聞を行った。Virginie Massieu は、事前審査制においては当事者は存在しないので、申立て者の立場から立法をめぐる状況を明らかにしようとする意見陳述は、参考意見の提供という意味において、アミカスキュリイとして位置づけることができる、とする。Virginie Massieu, L'audition par le Conseil constitutionnel de parlementaires saisissants, in *Revue Française de Droit Constitutionnel*, n° 58, 2004, p. 364. 賛成者の側は審問されなかった。また申立て者の一人が申立て者としての資格ではなく、個人の資格でさらに補足的な申立理由書を提出することがあり、それを受けて、憲法院が職権で憲法上の争点を提起したことがある。cf. *ibid.*, p. 367.

¹⁶ G. Drago, *supra* note (7), p. 392.

2. アミカスキュリィとしての「狭き門」(Georges Vedel)

対審的構造が未熟で、厳密な意味での訴訟当事者の存在しない事前審査制においては、論理的にいて、第三者の訴訟参加を想定することができない。しかし、手続外的・非公式的に、様々な内容の意見書・鑑定書等の文書が様々な個人・団体(労働組合・結社・職業団体・企業等)によって作成され、憲法院裁判官に送付されることを通じて、一種のロビーイングとしての機能も果たしている¹⁷。このような文書は、Georges Vedel¹⁸によって聖書にちなんで「狭き門」¹⁹と名付けられ、この表現が広く人口に膾炙している(「野蛮な申立て」とも呼ばれる²⁰)。著名な法学者が意見書を送付することも、稀ではない。

これらの文書は各裁判官に回付されるが、いかなる対審的審理の対象ともならない。申立て者も内閣事務総局もその内容を知ることはなく、報告担当裁判官がどのように取り扱うかは、全くの自由裁量に任されている。したがって、意見書を元に弁論が行われることもなく、採用されたか否かも明らかではないので、形式的にはアミカスキュリィとして位置づけることはできない²¹。

Guy Canivet の指摘によれば、「狭き門」は、予算法 (loi de finances) および社会保障財政法 (loi de financement de la sécurité sociale) の合憲性審査で特に活用されてきた²²。憲法院は、このように受領した文書を参考資料として明示することがある²³。例えば、2001年7月11日判決²⁴に関して、キャナル・ブリュ

¹⁷ T. Perroud, *supra* note (14), p. 16.

¹⁸ Georges Vedel, L'accès citoyens au juge constitutionnel : La porte étroites, in *La Vie Judiciaire*, n° 2344, 1991, p. 1 et s. cf. Pascal Jan, *La saisine du Conseil constitutionnel*, L. G. D. J., 1999, p. 253 et s.

¹⁹ この表現は、『ルカによる福音書』13:24 (日本聖書協会訳)「狭い戸口 (la porte étroite) から入るように努めなさい。言っておくが、入ろうとしても入れない人が多いのだ」<http://www.yoyoue.jp/n/bible/luk.htm> [最終確認 2018年12月26日] に由来する。

²⁰ G. Drago, *supra* note (7), p. 396.

²¹ X. Philippe, *supra* note (3), p. 392.

²² G. Canivet (Intervention), *supra* note (6) p. 90. https://www.u-paris2.fr/sites/default/files/document/cv_publications/rda6.pdf [最終確認 2018年12月26日]

²³ cf. D. Rousseau et alii, *supra* note (7), p. 116.

²⁴ Décision n° 2001-450 DC du 11 juillet 2001.

ス (Canal Plus) 社のために憲法学者 Guy Carcassonne²⁵が執筆した意見書が、憲法院の刊行する雑誌『憲法院研究 (*Cahiers du Conseil constitutionnel*)』に掲載された²⁶。また、2003年7月30日判決²⁷に関連して、地方自治関連法に関して申立て者たる元老院社会党会派の代表者 Claude Estier から提出された「議会の『狭き門』(« Porte étroite » parlementaire)」と題する意見書が、これも同じく『憲法院研究』に掲載された²⁸。憲法院事務総長 Jean-Éric Schoettl が法律雑誌で憲法院判決の解説を公表した際にそのような意見書に言及した事例もある²⁹。Vedel の指摘³⁰によれば、エコロジスト団体が意見書を送った結果、憲法院が職権でその点を取り上げて違憲判断をした例³¹や、同様に戦争被害者団体の主張が職権で取り上げられた例がある³²。

手続の公開を少しずつ進めてきた憲法院は、2017年2月に「狭き門」と呼ばれてきた文書(「外部の貢献 (contribution extérieures)」)のリストを公表する決定を行った。その後2018年6月には、文書のリストだけではなく、原則とし

²⁵ Guy Carcassonne (元パリ・ナンテール大学教授) は、憲法院における憲法裁判において、おそらくこれまで最も多くの意見書を書いた憲法学者である。彼の活躍については、憲法院事務総長であった Marc Guillaume (2007-2015年在任) の論説 Guy Carcassonne et le Conseil constitutionnel に詳しい。 <https://www.conseil-constitutionnel.fr/colloque-hommage-a-guy-carcassonne/guy-carcassonne-et-le-conseil-constitutionnel> [最終確認 2018年12月24日]

²⁶ Observations présentées pour la société Canal Plus au soutien de l'article 17 de la loi portant diverses dispositions d'ordre social, éducatif et culturel , <https://www.conseil-constitutionnel.fr/nouveaux-cahiers-du-conseil-constitutionnel/documents-et-procedures-10> [最終確認 2018年12月23日] なお、この種の雑誌を憲法裁判機関が発行し、自らの下した判決の正当化に資する論拠等を提供している他の憲法裁判機関は、他にはないのではないかと、との指摘がある。Xavier Magnon, La doctrine la QPC et le Conseil constitutionnel : Quelle distance? Quelle expertise?, in *Revue du Droit Public*, 2013, p. 138.

²⁷ Décision n° 2003-478 DC du 30 juillet 2003.

²⁸ <https://www.conseil-constitutionnel.fr/nouveaux-cahiers-du-conseil-constitutionnel/documents-et-procedures-11> [最終確認 2018年12月23日]

²⁹ cf. D. Rousseau et alii, *supra* note (7), p. 116.

³⁰ G. Vedel, *supra* note, (18), p. 14.

³¹ 憲法院1990年7月25日判決 (Décision n° 90-277 DC du 25 juillet 1990)。

³² 憲法院1990年12月28日判決 (Décision n° 90-285 DC du 28 décembre 1990)。

て、そのような文書自体について憲法院のサイトから判決に関連する諸文書のうちの一部としてアクセスできるようにする決定を行った^{32-b}。

以下では、「狭き門」についての最近の賛否両論の厳しい対立を見ることにしたい。

3. アミカスキュリィとしての「狭き門」についての論議の現況

「狭き門」という慣行について、アミカスキュリィの意義が、「裁判所が見逃すかもしれない事実あるいは事情を裁判所に知らせ、また裁判所が気づかず誤った解釈をする危険があると思われる法的事項を裁判所に示唆することにある」とすれば³³、そのような役割を十分に果たしていると考えられる。実際、Vedelは、このような慣行を、「善き市民によって提供される純然たる情報」として位置づけている³⁴。また意見陳述者の範囲を増大させず、憲法院の手續上の負担を増大させない点でメリットがある³⁵、との指摘もなされている。Guillaume Dragoは、このような慣行の成立は、「手續の未整備と当事者観念の明確な定義の欠如の論理的帰結」であると同時に、「常に政治的かつ一般的公益性を帯びた合憲性審査制度の客観訴訟としての性質」を示している、とする³⁶。

このような「狭き門」に対する一般的な評価がなされてきた中で、最近、現状擁護論とそれに対する厳しい批判論が提出された。以下では、それらを瞥見しよう。

(1) Denys de Béchillon による現状擁護論

これまでしばしば「狭き門」を執筆したという Denys de Béchillon (ポー大

^{32-b} Conseil constitutionnel, Communiqué de Press, https://www.conseil-constitutionnel.fr/sites/default/files/2019-09/20190524_cp_contributions_exterieures.pdf [最終確認 2019年11月13日]

³³ 金原恭子「世論と裁判所をつなぐもの」『大木雅夫古稀・比較法学の課題と展望』（信山社、2002年）245頁。

³⁴ G. Vedel, *supra* note (10), p. 549.

³⁵ Thierry Santolini, L'intervention des tiers dans le procès constitutionnel en droit comparé, p. 7. <http://www.droitconstitutionnel.org/congresParis/comC5/SantoliniTXT.pdf> [最終確認 2018年12月23日]

³⁶ G. Drago, *supra* note (7), p.397.

学教授)が、QPCの導入とその発展状況を踏まえて、2017年1月に「憲法院における『狭き門』の地位に関する考察」という報告書を作成した³⁷。その大要は、以下の通りである。

De Béchillonは、とりわけ短期間のうちに対世効を有する法律の合憲性を審査しなければならない事前審査制(しかも、憲法院による職権による憲法上の論点の提起も可能である)においては、裁判官はできるだけ豊かな情報を有し、様々な観点空手息される法的議論に対して開かれていることが重要であることを、改めて強調する。そして、このためには、「狭き門」は非常に有益であるとされる。また、その開放的性格ゆえに、憲法院に対してコネクションのある特定の者が隠れた影響力を行使しようと試みることを防止することができる。「狭き門」を提出することのできる者を例えば法律家に限定するなど、予め選別することは、不適当である。また、「狭き門」を公表することも、それに対して特別の地位を与えることになり、また現行制度において申立て権を限定している制度的均衡を崩してしまいかねない点で、望ましくない。また、憲法院が議会の情報選択や情報源に不信を抱いている、との印象を与えてはならない。

(2) Thomas Perroud (パリ第二大学教授) による批判論

以上の擁護論に対して、de Béchillonの報告書を徹底的に批判し、「狭き門」の公開を制度化することが必要だ、と力説するのが、Thomas Perroud(パリ第二大学教授)である³⁸。Perroudによれば、そもそもフランス法では伝統的に、手続の重要性が軽視されてきた。対審的審理の中立性を担保するためには、手続の公開性が重要である。この観点から見ると、「狭き門」は非公開であることには、根本的な問題がある。「狭き門」の非公開性は専門家だけの問題ではなく、市民参加の問題である。憲法裁判は政治的性質を帯びているからこそ、その憲法解釈の形成過程が広く公開されることが重要である。すなわち、「狭き門」は、一種の請願権行使・ロビーイング・アミカスキュリイであり、専門家による鑑定としても機能している。「狭き門」を制度化することは、憲法裁

³⁷ Denys de Béchillon, *Réflexions sur le statut des « portes étroites » devant le Conseil constitutionnel* <https://www.leclubdesjuristes.com/wp-content/uploads/2017/02/Club-des-juristes-Notes-Portes-etroites-Fev-2017.pdf> [2018年12月28日確認]

³⁸ T. Perroud, *supra* note (14).

判を当事者間の対立から地平を広げるための手段であり、憲法解釈が価値判断や利益の対立を前提として行われる政治問題であることを承認する点で重要である。こうして、「狭き門」は、民主主義の理念と合致する。

さらに、憲法院に対する外部の意見書の有する現実の影響力を可視化するために、公開が必要である。アメリカと比べた場合、フランス憲法院は、限られた範囲の憲法学者からしか意見を聞いていない。また最近では、公益性との利益相反問題が生じている。2017年に着任した憲法院事務総長は、直前に憲法訴訟の当事者であった私企業カナル・プリュス・グループから赴任した。彼は2年後に退任し、やはり私企業カルフルの経営陣に加わった。憲法院裁判官の場合も、退任後民間セクターに行く例が見られる。Jean -Louis Debré は、大学人や経済界や政界の要人との関係強化に努力した。QPC の導入以後、私企業はそれを活用し、「経済的自由」を主張する例が増えている。また、憲法院裁判官と政府はかなり近い関係にある

Perroud によれば、憲法院における憲法判断過程に決定的な影響を与えているのはその事務総局であるが、そこを支配してきたフランスの行政エリートは、政界・官界・学界・経済界間のコンセンサスと不透明性によって支えられる権威についての考え方を持っている。de Bechillon の報告書は、まさにそのような考え方に基礎づけられているところに問題がある。公開性に基づく裁判こそが正統性を権威づけなければならない、とされる。

II 憲法院の事後審査制におけるアミカスキュリイ

1. 憲法院による事後審査制の概観

1990年の事後審査制導入のための改革の挫折³⁹を経て、2008年7月23日の憲法改正によってようやく導入された「合憲性優先問題 (Question Prioritaire de Constitutionnalité, QPC と略されることが一般的である。)」制度の導入によって、憲法院の裁判機関化が一層促進された。QPC は、フランスにおいて長年の課題であった法律の合憲性についての事後審査制である⁴⁰。本制度は、当事

³⁹ 参照、今関源成『法による国家制限の理論』（日本評論社、2018年）174頁以下。

⁴⁰ QPC 制度についての邦語文献として、辻村みよ子＝糠塚康江『フランス憲法入門』（三省堂、2012年）141頁以下、ベルトラン・マチュー（植野妙実子＝兼頭ゆみ子訳）『フランスの事後的審査制』（日本評論社、2015年）、曾我部真裕「憲法院による違憲審査

者に直接憲法院に異議を申立てることは認めておらず、司法裁判所系統の頂点にある破毀院か行政裁判所系統の頂点にあるコンセイユ・デタを経由して違憲の申立てが行われる仕組みをとっている。すなわち憲法61-1条は、「裁判所で
の審理において、法律規定が憲法の保障する権利及び自由を侵害すると主張された場合、憲法院は、一定の期間内に決定されたコンセイユ・デタまたは破毀院からの移送に基づいて、この問題の申立てを受けることができる」、と規定している。こうして、司法裁判所ないし行政裁判所で憲法上保障されている権利・自由が侵害されたとする当事者の主張は、当該裁判所で8日以内に移送の可否が審査され、そこで容認された場合には破毀院(司法裁判所の場合)ないしコンセイユ・デタ(行政裁判所の場合)に移送される。両裁判所は、3ヶ月以内に憲法院に移送するか否かを決定し、移送決定がなされた場合には、憲法院は3ヶ月以内に判決を下すことが求められることになる。憲法院は、職権に基づいて、合憲性審査の対象となっている法律規定の合憲性問題を取り上げて判断を行うことができる。事後審査制であっても客観訴訟としての性質を有しており、一旦申立てが受理されたあとで、きっかけとなった裁判が消滅したとしても、憲法院における合憲性審査手続はそのまま進行する(憲法院の組織法律に関するオルドナンス1067号23-9条⁴¹⁾)。

2. 事後審査制における対審的構造⁴²

憲法院における事後審査手続は、憲法院が自律的に決定する内部規則、および内部における運用上の慣行によって規律されている⁴³。憲法院による事後審査制は、ヨーロッパ人権条約6条1項の規定する「公正な裁判を受ける権利」の射程に含まれる。したがって、憲法院における事後審査制は、「合理的な期

の機能条件について」曾我部真裕・田近肇編『憲法裁判所の比較研究』(信山社、2016年)113頁以下、井上武史「フランス憲法院への事後審査制導入の影響」同書133頁以下、がある。

⁴¹ 同オルドナンスの井上武史による邦語訳として、曾我部=田近・前掲注(40)228頁以下、がある。

⁴² Mathieu Disant, *Droit de la question prioritaire de constitutionnalité : Cadre juridique pratique jurisprudentielle*, Lamy, 2011, p. 267 et s.

⁴³ M. Disant, *supra* note (42), p. 255 et s.

間内の公正な公開審理を受ける権利」⁴⁴を保障しなければならない。その趣旨を踏まえて、通常裁判所の訴訟手続に準拠して⁴⁵、対審の構造を保障する憲法院の組織法律に関するオルドナンス1067号、そして2010年2月4日の憲法院内部規則（「憲法院における合憲性優先問題の手続に関する内部規則」）⁴⁶によって関連する規定が整備された。すなわち、前者の23-10条は、「当事者は、対審的審理において自らの意見を述べることができる。憲法院内部規則が定める例外的な場合を除き、法廷（audience）は公開である。」、とする。

移送原審の当事者をはじめとして、移送受理通知を受ける国や地方の重要な関係機関（事前審査制における申立て権者たる大統領・首相・両院議長に加えて地方自治団体の関係機関等）は、当該申立てに関して書面の意見書や関係資料を憲法院事務総局に対して任意に提出することができる（前出のQPC手続に関する憲法院内部規則1条3項）⁴⁷。これらの関係者は、他の関係者の意見書に対して、それに反論等を行なうために、第二の意見書を提出することができる（同規則1条4項）。なお、当事者は、訴訟代理人を立てなければならないわけではないが、立てる場合には訴訟代理人は弁護士に限定される。また、憲法院は、事前審査制の場合と同様に、院長によって指名される報告担当裁判官による審理を行う。ここでも審査の対象となっている法律を弁護するのは、政府の役割（実際には、首相のもとに置かれた内閣事務総局）である。憲法院は、しばしば問題となっている法律の適用に関する情報を収集するために、首相に情報提供を求める。このような対審的構造を有するQPCにおいても、憲法院事務総長（局）と調査局が報告担当裁判官の補佐を行うことに変わりはない。

憲法院は、必要に応じて公開の法廷で審理を行うことできる（憲法院内部規則6条1項）。前出の憲法院内部規則1条3項で列挙された者は、法廷に出席することができる。申立て者は、その機会を放棄することができる。法廷の様子については、ウェブサイトでアクセスが可能である。ここにおいて、法廷に

⁴⁴ 本条の邦訳は、戸波江二他編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社、2008年）491頁の訳文に従う。

⁴⁵ cf. D. Rousseau et alii, *supra* note (7), p. 335.

⁴⁶ Règlement intérieur sur la procédure suivie devant le Conseil constitutionnel pour les questions prioritaires de constitutionnalité. 同内部規則の井上武史による邦語訳として、曾我部＝田近・前掲注（40）228頁以下、がある。

⁴⁷ 但し、コンセイユ・デタや破毀院への意見書提出の要請は、規定されていない。

において口頭で意見陳述を行うことができる者は、申立て者本人とその代理人たる弁護士、及び国の重要な関係機関の代表者に限定されている。それに対する反対尋問等は行われない。法廷の後、憲法院裁判官は、事前審査の場合と同様に、非公開の合議を行い評決へと至る。

(3) 事後審査制における第三者の訴訟参加制度とその運用

Thierry Santolini の指摘によれば、比較法的に観察すると、憲法裁判において第三者の訴訟参加を幅広く認める国々とそれを抑制する国々に対応が分かれる⁴⁸。フランスは、憲法院による合憲性審査制度の客観的性質を強調することによって積極的な対応をする国に分類される。Mathieu Disant によれば、「憲法院は、大多数の憲法裁判所と同様に、問題解決のための特別の利益を正当化することのできる第三者の訴訟参加を受け入れている。訴訟参加者にとっては、手続に参加することよりも、意見書に提出することの方が重要なのである。」⁴⁹。前述の通り QPC に基づく憲法裁判も事前審査制と同様に客観訴訟としての性質を帯びており、憲法院判決は合憲判断であれ違憲判断であれ対世効を有するので、第三者が訴訟参加を求めたのは、当然の成り行きであった。しかしながら、QPC 導入当初は、第三者の訴訟参加についての明示的規定はなく、そのルール形成は実務に任されていた⁵⁰。憲法院が、特別の利益を有するという理由で初めて第三者の訴訟参加を認めたのは、特定の職業的カテゴリーからなる組合の利益の保障が問題となった2010年10月7日判決⁵¹の事件においてであった。その後2011年7月1日の時点において、17の事例において容認された。このような実務の展開を踏まえて、2011年6月21日に第三者の訴訟参加を認めるため

⁴⁸ cf. Thierry Santolini, L'intervention des tiers dans le procès constitutionnel en droit comparé, p. 2 <http://www.droitconstitutionnel.org/congresParis/comC5/SantoliniTXT.pdf> [最終確認 2018年12月28日]

⁴⁹ M. Disant, *supra* note (42), p. 275. 以下の叙述は、主に、本書および D. Rousseau et alii, *supra* note (7), p. 335 et s., G. Drago, *supra* note (7), p. 525 et s. の記述に基づく。

⁵⁰ Marc Guillaume, Le règlement intérieur sur la procédure suivie devant le Conseil constitutionnel pour les questions prioritaires de constitutionnalité, https://www.conseil-constitutionnel.fr/sites/default/files/2018-07/pa038_pa038_0.pdf [最終確認 2018年12月28日]

⁵¹ Décision n° 2010-42 QPC.

に憲法院内部規則の改正が行われた。その結果付け加えられた6条2項は、「…特別の利益を有するとの主張に理由のある者が合憲性優先問題に関して第三者の意見書を提出した場合は、憲法院は、手続書類全体をその者に送付すること、そして両当事者と第1条で規定された機関にその意見書を送付することを決定する。当事者及びそれらの機関は、その意見書に回答する期間が与えられる。」、と規定した。訴訟参加の受理期間は、憲法院のサイトに当該事件についての情報が公表されてから3週間以内に限定される。2015年3月の段階で、事件全体のうち25%近くの事件に関して第三者の訴訟参加の請求がなされ、その請求認容率80%を超えている⁵²。

実際に、訴訟参加を許可するのは、報告担当裁判官の権限に属し、何人も訴訟参加権を有しない。逆に、何人も憲法院における裁判への訴訟参加を強制されない。許可された場合には、訴訟参加者の提出した覚書 (memoire) は、訴訟手続上、主張書面として取り扱われる (versées à la procédure)。第三者のアミカスキュリイを当事者の同意を条件として認めるアメリカの場合と異なり、当事者は第三者の訴訟参加に対する異議申立てを行うこともできない。意見書は当事者等に送られ、彼らはこれに対する意見書を提出することができる (實際上、第三の意見書となる)。なお、意見書の形式は特に定められてはいないが、事前審査制における「狭き門」とは対照的に、判決に参照資料として明示される。実務上、訴訟参加者が法廷で意見陳述を行うことは認められていた⁵³が、これは後に、憲法院内部規則10条2項で、当事者に加えて訴訟参加者は、請求があれば意見陳述を行うように求められる、と条文化された。但し、訴訟参加者は、訴訟法上の当事者となるわけではない。また訴訟参加が不許可と判断された場合は、憲法院事務総長の名で通知がなされるが、それに対する異議申立ては、認められていない。さらに法的に認められた訴訟参加とは別に、事前審査制における「狭き門」と同様に、QPCにおいても、多くの意見書等が非公式的に送られてくる。それらをどのように活用するかは、憲法院裁判官の自由な裁量に属する。

憲法院は、いかなる場合に、「特別の利益」を認めているのか。憲法院の判例上、①同一のQPCを原審裁判官あるいはコンセイユ・デタないし破毀院に

⁵² G. Drago, *supra* note (7), p. 529.

⁵³ Décision n ° 2010-71 QPC du 26 novembre 2010.

提起した者、②問題となっている規定の直接適用の対象となる者、③問題となっている規定に関して「特別の利益」を有する者の、3つの類型がある。訴訟参加者を数と範囲の観点から合理的に限定するためにこのような基準が設けられている⁵⁴。人権擁護の一般的促進を目的とする団体（「人権連盟 (*Ligue des droits de l'homme*)」）が刑事手続関係法令の違憲性を主張することに対して、「特別の利益」の存在を認めなかった⁵⁵。

（４）事後審査制における第三者の訴訟参加をめぐる議論の現況

フランス憲法学において、事後審査制における「訴訟参加」をめぐる問題を博士論文のテーマとして取り上げ、近頃『フランスとイタリアにおける付随的審査制における集团的利益の保持者たる第三者の訴訟参加』⁵⁶を公刊した若手研究者として、Anna-Maria Lecis Cocco Ortuがいる。以下では、本テーマについての最新の研究成果である彼女の議論をごく簡単に紹介しよう。

Lecis Cocco Ortu は、フランスとイタリアにおける付随的審査制の展開についての検討から、第三者の訴訟参加についてのフランス憲法院の対応を、防衛権の行使としてのみ第三者の訴訟参加を限定的に認める傾向が顕著なイタリア憲法裁判所の対応と対比的に位置づける。フランスでは、事後審査制が単なる特定のかつ主観的な性質を有するものとして理解されるのではなく、具体的性格を有すると同時に一般的効力を伴った客観的性格を有するものとして理解されており、そのような理解に基づいて運用が行われてきた。そこでは、訴訟当事者のみならず、憲法院による憲法判断によって実際に影響を受ける個人や団体に対して、彼らの参加が憲法訴訟にとって有益であれば、発言の機会を認めることが求められる。ただし、第三者の訴訟参加を無制限に認めることが妥

⁵⁴ M. Disant, *supra* note (42), p. 283.

⁵⁵ Anna-Maria Lecis Cocco Ortu, QPC et interventions des tiers : le débat contradictoire entre garantie des droits de la défense et utilité des *amici curiae*, in *Revue Française de Droit Constitutionnel*, n° 104, 2015, p. 882.

⁵⁶ Anna-Maria Lecis Cocco Ortu, *Les interventions des tiers porteurs d'intérêts collectifs dans les contentieux constitutionnels incidents français et italien*, L.G. D. J., 2018. この他、Lecis Cocco Ortu の論説として、Lecis Cocco Ortu, L'intervention dans le cadre du contrôle a posteriori de la loi en droit français et italien, in *Revue du Droit Public*, 2013, p. 351 et s., du même, *supra* note (55), p. 863 et s. がある。

当でないことが明らかなので、「集团的利益を有する第三者の訴訟参加」を手がかりとして検討することが重要である。重要な区別は、「集团的利益を有する第三者の訴訟参加」が対審の審理の主観的側面に関わるのか、それとも主観的側面に関わっているか、である（以上、第Ⅰ部）。

そのような第三者の訴訟参加は、適切な憲法判断を行うための情報提供の機会として重要であると同時に、現代社会の変化が、結社や集団を権利や自由の促進やその裁判的救済のための主要なアクターとして重視する方向に向かっていくことに対応している。フランス憲法院の現在の問題は、第三者の訴訟参加が憲法院の自由な裁量に委ねられており、その許否決定に理由づけがなされていないことと、許否に関する明確な基準が設定されていないところにある。

「集团的利益を有する第三者の訴訟参加」のメリットとしては、法的議論と事実に関する情報及び背景的な情報を裁判所が取得することによって質の高い憲法解釈に資することができること（「対内的目的」）と、広い意味で憲法判断の事実上の影響の及ぶ個人や団体の諸利益を多元的に代表させることを可能にして、憲法裁判官が反多数決主義的機能と規範形成への共同参加機能を果たすことになり、それを通じて彼らの正統性を補強することができることである（「対外的目的」）。反対に、そのデメリットとしては、訴訟参加の要求が多くなると憲法訴訟の円滑な進行が損なわれる可能性がある。また訴訟当事者を無視するに至るような、ロビーイング活動と映ずる圧力団体の訴訟参加は、合憲性審査の裁判としての性格やその公平性に不信を投げかけることになりかねない。それを防止するためには、防御権に基礎づけられた訴訟参加と、協力目的に基礎づけられた訴訟参加を区別して、後者について、恣意的な決定とならないように透明性と明確性を備えた許否基準を設けることが課題となる。

ヨーロッパにおける人権保障システムの多層的發展状況の下で、憲法による合憲性審査制度が具体的かつ客観的な性格を有する法律審査そして権利保障制度であるという特質は超国家的な人権保障制度にはない特徴であり、そのような特徴を有する制度として他の人権保障システムと役割分担をすることが望ましい（以上、第Ⅱ部）。

まとめにかえて

以上これまで、フランス憲法裁判におけるアミカスキュリイをめぐる制度と理論について駆け足で見てきた。まとめにかえて、以下の指摘をしておきたい。

もともとフランスでは、憲法裁判の発展は、政治機関として理解される傾向が有力であった憲法院の活動の活性化によって引き起こされたものであり、純然たる裁判機関がどのような形で、アミカスキュリイを活用しうるか、という問題の立て方は存在していなかった。したがって、アミカスキュリイは善きものであることを前提として、どこまでどのような形で制度化することが望ましいか、が主要な争点となってきた。そこには、さらに、フランス裁判観に関して、次のような事情が存在するように思われる。

Anna-Maria Lecis Cocco Ortu のイタリアと比較研究が明らかにしたように、フランスでは、憲法裁判に関してアミカスキュリイの導入に積極的な態度が見られる。これは、批判的な文脈において本稿で言及したことではあるが、コンセイユ・デタの憲法裁判に対する大きな影響力が深く関連しているように思われる。コンセイユ・デタが歴史的に形成してきたフランス行政訴訟については、つとに強い客観訴訟の性格が指摘されてきた⁵⁷。そこから生み出された憲法裁判観は、申立てや移送という外的な要因によって合憲性審査という客観的プロセスが作動する、というものである、と考えられる。その中では、当事者中心主義に距離が取られ裁判に与えられた条件の中で、裁判機関が事件に関連する情報や法的議論をなるべく多く取得して、なるべく質の高い法的判断をすることが目標として設定されているように思われる。さらにいえば、フランス法では、そもそも、〈主観的権利の保障の場としての裁判〉という裁判観と強く連関する思考として日本法学が近代法思考として強度に二元的に観念してきた、〈主観的権利・客観法峻別論〉、〈民事法・刑事法峻別論〉、〈政治過程・裁判過程峻別論〉等の法思考が支配的ではなく、2つの観念の違いがかなり相対的に理解されているように思われる。そうであるからこそ、〈政治過程・裁判過程峻別論〉に関して、両過程の相対化を志向し、開かれた憲法解釈プロセスを主張するドイツの憲法学者 Peter Häberle の〈開かれた社会における憲法裁判〉観が Lecis Cocco Ortu に好意的に引用され⁵⁸、フランス憲法院の動向と

⁵⁷ 山本隆司「客観法と主観的訴訟」長谷部恭男他編『岩波講座 現代法の動態 1 法の生成／創設』（岩波書店、2014年）31頁以下。

⁵⁸ A.-M. Lecis Cocco Ortu, *supra* note (56), *Les interventions des tiers porteurs d'intérêts collectifs dans les contentieux constitutionnels incidents français et italien*, p. 332 et s. cf. Peter Häberle, *L'État constitutionnel*, traduit par Marielle Roffi, Economica = Presses

照らし合わせながら、民主主義にとっての憲法裁判の積極的役割が強く期待されるところとなっているのではなかろうか。

フランスの憲法裁判におけるアミカスキュリィについての今後の議論のさらなる展開が期待される。

*池田晴奈准教授（近畿大学法学部）と河嶋春菜助教（帝京大学法学部）のご教示に厚くお礼を申し上げます。お二人の助力がなければ、この研究を行うことは、全く不可能であった。また金塚彩乃弁護士から、フランス民事訴訟法に関するご教示を頂いた。記して謝意を表する次第である。

Universitaires d'Aix-Marseille, 2004, ベーター・ヘーベルレ（畑尻剛・土屋武編訳）『多元主義における憲法裁判』（中央大学出版部、2014年）263頁以下、とりわけ271頁。